

## 日本材料学会コンクリート用骨材部門委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、公益社団法人日本材料学会コンクリート用骨材部門委員会という。英文では、JSMS Committee on Aggregates for Concrete と称する。

(目的及び事業)

第2条 本委員会は、コンクリート用骨材（以下「骨材」という）に関する調査，研究を通じて，学術の発展及び技術の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本委員会は、次の事業を行う。

(1)骨材に関する調査，研究，情報の交換

(2)骨材に関する研究講演会，発表会，討論会等の企画，開催。

第4条 本委員会は、小委員会，分科会，ワーキンググループなどをおくことができる。

第5条 委員は委員会の承認を経て委員長が指名する。

(委員長および幹事，選出方法，任務と任期)

第6条 本委員会に委員長1名および幹事若干名をおく。

第7条 委員長は幹事会において候補者を選出し委員会で承認する。

第8条 幹事は委員長が指名する。

第9条 委員長は委員会を統轄し，その議長を務める。幹事は委員長を補佐し，委員長不在のときは委員長を代行する。

第10条 委員長および幹事の任期は2年間とする。ただし，再任を妨げない。

(会議，開催頻度)

第11条 本委員会の運営に関する重要事項は委員会で審議する。委員会は年1回以上開催する。

(会計)

第12条 本委員会の経費は本部からの繰入金をもってあてる。

(本規程の改正)

第13条 本規程の改正は，幹事会の承認を得て理事会に提出の上承認を得なければならない。

附則1 本委員会は昭和39年2月に設置された。

2 本規程は平成24年12月17日から施行する。

3 本規程は平成26年4月14日に改訂・施行する。